

赤十字は、 動いてる！

赤十字は、最前線に立つ人、それを背後で支える人、そして何よりも、
活動を寄付で支援してくださる人、関わるすべてのみなさん一人ひとりと動き続けています。
人間のいのちと健康、尊厳が守られる世界を信じて。これまでも。これからも、ずっと。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付によって支えられています
かけがえのない命を守り続けていくために活動資金へのご協力をお願いいたします

【ごあいさつ】



日本赤十字社福島県支部
支部長 内堀 雅雄

県民の皆さまには、日頃から日本赤十字社の活動に対し、温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。

昨年、1月に発生した能登半島地震を始め、数多くの自然災害が全国で発生いたしました。日本赤十字社は、発災直後から被災地での救護活動を展開しております。能登半島地震や7月の山形県での大雨災害の際には、福島県支部からも救護班やこころのケア班を派遣し、被災地での支援活動を実施いたしました。

また、国外では、長期化するウクライナ人道危機やイスラエル・ガザ人道危機など、世界の人道状況は深刻度を増しており、日本赤十字社においても、海外救援金の募集を始め、国際赤十字と連携した幅広い人道支援活動を継続しております。

本支部では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命の下、災害時の救護活動を始め、日々の備えとして、救援物資の備蓄・配備、防災セミナーや救急法等講習会の開催、さらには、高齢化を踏まえた健康生活支援講習などの事業を進めております。

このような赤十字の活動・事業は、県民の皆さまからお寄せいただいた善意の活動資金により支えられています。今後も赤十字の使命を果たせるよう活動を続けてまいりますので、県民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年4月

赤十字とは

人間を救うのは、人間だ。

Our world. Your move.



「平時災害救護発祥の地」記念碑
(北塩原村・毘沙門沼駐車場)

赤十字は、スイス人のアンリー・デュナン(第1回ノーベル平和賞受賞)が提唱した「人の命を尊重し、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、1864年に誕生した世界初の国際人道支援組織です。191の国と地域が国際赤十字・赤新月社連盟に加盟しており、世界中にネットワークを持って活動しています。

日本赤十字社はそのうちの一家であり、西南戦争時に設立された博愛社を前身として、1888年(明治21年)の磐梯山噴火では初めての災害救護を行い、翌年福島県支部が創立しました。裏磐梯・五色沼には、「日本赤十字社平時災害救護発祥の地」として記念碑が建立されています。

赤十字は、7つの基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)に基づき、様々な人道的活動を行っています。これらの活動は全て、みなさまからお寄せいただいた活動資金により支えられています。

日本赤十字社 9つの事業

国内災害救護

医療事業

看護師等育成事業

血液事業

国際活動

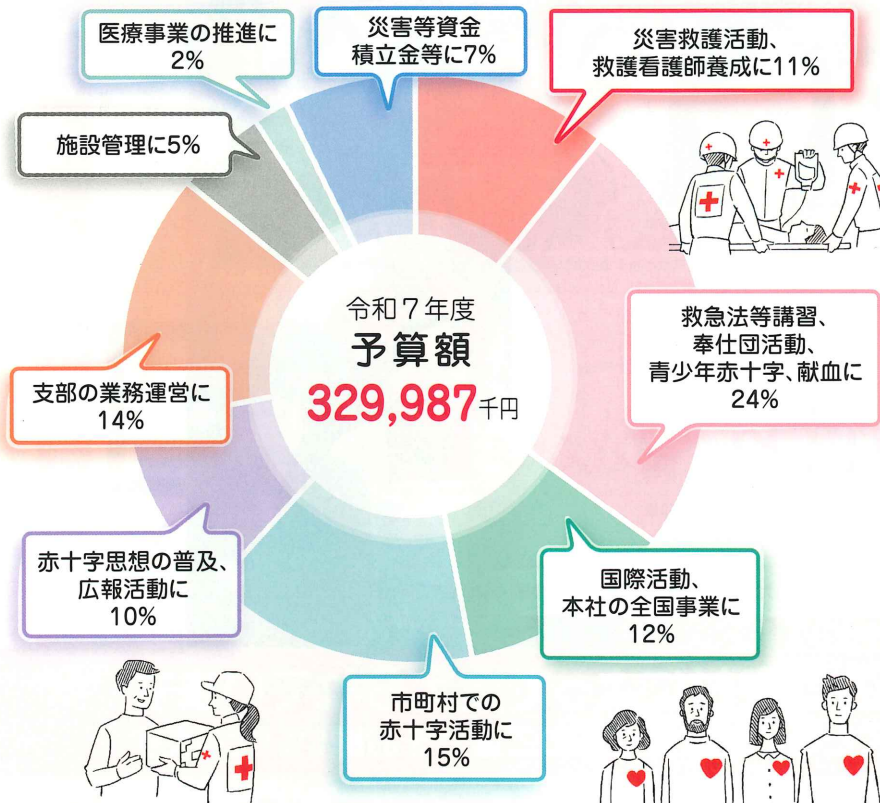
社会福祉事業

救急法等の講習

赤十字ボランティア

青少年赤十字

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、
様々な事業に活用されます。



あなたのご寄付でできること



2,000円 ▶ 毛布 /1枚

避難所での生活に不可欠な毛布を1人分届けられます。



5,000円 ▶ 緊急セット /1セット4人分

避難先での生活にあると便利なマスク、ウエットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなどが一式収納された「緊急セット」を1セット(4人分)備えることができます。



25,000円 ▶ 心肺蘇生訓練人形 /1体

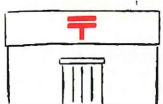
日本では、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。突然の心停止に陥った人を救う「心肺蘇生」を学ぶための器具「心肺蘇生訓練人形」を整備することができます。



※赤十字病院、血液センターは施設ごとの会計になっており、この予算には含まれておりません。

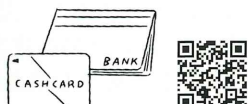
お住まいの地域でのご協力のほか、次の方法でもご寄付を受け付けています

銀行・郵便局窓口で



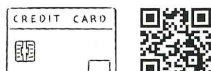
専用の振込用紙(振込手数料無料)をお送りいたしますので、お電話(組織振興課: 024-545-7998)または福島県支部ホームページ内お問い合わせフォームよりご連絡ください。

口座引き落としで



2次元コードより申込書をダウンロードし、必要事項ご記載のうえご郵送ください。ご寄付の頻度(毎月・年1回など)や引き落とし月が選べいただけます。

クレジットカード・Amazon Payで



2次元コードからの登録により、クレジットカードやAmazon Payでご寄付いただけます。ご寄付の頻度(毎年・毎月・今回のみ)が選べいただけます。

スマホアプリで



2次元コードよりスマホアプリをダウンロードして、ご本人様の情報を入力後、募金アイコンから日本赤十字社へご寄付いただけます。

遺贈や相続財産によるご寄付も承っています



日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかります。ご案内のパンフレットをお送りしておりますので、組織振興課までお問い合わせください。

赤十字活動資金のつかいみち

皆さまからのご寄付は、災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うさまざまな活動に大切にに使わせていただいています。

皆さまからのご寄付
(赤十字活動資金)



災害救護訓練



救援物資の備蓄



ボランティアの育成



災害時はもちろん、日頃から地域で活躍する「赤十字奉仕団」が県内全市町村に結成されています。福島県では9,500名を超える団員が活動をしています。

1



日本赤十字社

2

平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています

3

災害発生

日本赤十字社が
総力をあげて対応

被災地へ出発

主な救援物資



緊急セット

安眠セット

毛布

様々な機関と連携しながら
救護活動を展開します

4

被災地での活動



医療救護班や救援物資は、陸・海・空、様々な手段で被災地へ



全国の赤十字が連携し、被災地へ向けて職員を派遣します



ボランティアと共に必要な物資を準備



救援物資の配布



医療救護

医療ニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、血液を安定的に供給します



奉仕団による炊き出し



青少年赤十字 (JRC) は「気づき・考え・実行する」を態度目標に、思いやりや優しさ、主体性を育むことを目的として学校教育に取り入れられています。福島県ではほぼすべての小中学校が加盟しています。



子どもたちへの防災教育

未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と大切な「いのち」を守るための防災教室を県内各地で開催



こころのケア

5

未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を忘れずに、未来へつないでいきます



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、命を守る知識と技術を伝える救急法や防災セミナーを実施しています

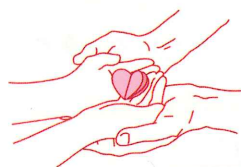


赤十字活動資金に
あたたかいご協力をお願いします

これら赤十字が行う活動は
県内の皆さまからお寄せいただく
活動資金に支えられています。

ご自身や故人の思いを広く社会に役立てるために

－遺贈・相続寄付のご案内－



日本赤十字社では、遺言書によるご寄付（遺贈）や相続財産からのご寄付を受け付けております。ご案内パンフレットをお送りしておりますので、ご希望の方は組織振興課までお問い合わせ下さい。

遺贈とは

遺言書を作り、遺産の一部を寄付すること。遺贈のご意思は、遺言書を残すことで初めて実現されます。

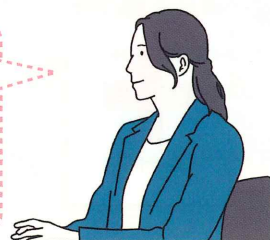
独り身のため、遺言書がないと財産は国庫に帰属してしまうと聞き、使い道は自分で決めようと思いました。赤十字は災害時から平時まで有効に使ってくれと考え、決めました。



相続寄付とは

故人の生前の遺志を尊重し、ご遺族の方が相続された財産の一部を寄付すること。

母が生前に赤十字活動に熱心だった関係で相続財産を寄付し、母の名前で感謝状を出してもらいました。母の思いが感謝状として形に残るのは遺族としてもありがたく、母もきっと喜んでいと思います。



日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかりません

表彰制度のご案内・税制上の優遇措置について

特別社員

称号付与通知書



金色バッジ



記念品(三角巾入り赤十字ポーチ)

一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方

支部長感謝状



感謝状

一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方

銀色有功章



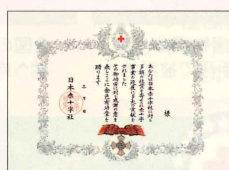
楯



略章

一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方

金色有功章



章記



略章



勲章

男性用



女性用

一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方

社長感謝状



感謝状

金色有功章受章後のご協力が50万円に達した都度(分納額の合算可)

※年間100万円以上のご協力については、国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)がございます。詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(概要)

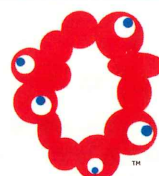
納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通 年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法施行令第7条の17第3号	通 年 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通 年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月～9月 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通 年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。



赤十字パビリオン外観イメージ

大阪・関西万博に 赤十字パビリオンを出展します!

「国際赤十字・赤新月運動館」として、世界の人道危機に立ち向かう人々の姿を描く体験型のパビリオンを出展いたします。



OSAKA, KANSAI, JAPAN
**EXPO
2025**



国際赤十字・
赤新月運動館
ウェブサイト

日本赤十字社福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7998 お問合せ時間▶9:00～17:30(平日) | <https://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima>